

## 市町村の商業まちづくり基本構想の策定に関する Q&A

### (複数の市町村で構成する圏域における特定小売商業施設の誘導)

商業まちづくり課

令和元年7月の商業まちづくり基本方針の改定により、特定小売商業施設を誘導する市町村の要件の適否の判断については、市町村単位で判断することを基本としつつ、「複数の市町村で構成する圏域において、構成する市町村と特定小売商業施設の立地に関する調整が図られている場合は、圏域単位で判断することも可能」とされております。

これを受け、同年9月改定の「商業まちづくり基本構想策定の手引き」において、「IV周辺市町村との調整及び基本構想策定手続き」で、圏域での広域的なまちづくりの重要性などに触れたところであるが、具体的な事案を想定し、補足的な留意事項をQ&Aとして作成し、円滑な圏域内の調整と市町村の基本構想の策定を支援するものであります。

#### 1. 中心核の取扱いについて

- Q) 単独市町村としては、誘導する市町村の要件を欠く市町村であるが、圏域内の構成市町村との調整を図り、圏域単位の判断により特定小売商業施設を誘導する市町村となって、基本構想を策定し、その中で特定小売商業施設の誘導を図る地区を設定する場合、中心核の位置づけをどう考えればよいか（策定の手引き P9 の3の(1)関係）。
- A) 策定市町村の中心核（又は中心核の一つ）であると同時に、当該圏域としての中心核（又は中心核の一つ）の位置づけとなります。

#### 2. 基本構想と圏域判断の取扱いについて

- Q) 単独市町村としては、誘導する市町村の要件を欠くため、圏域単位の判断で特定小売商業施設を誘導する市町村となることを想定し、基本構想の策定を進めているが、圏域内の調整はいつまでにどのように行えばよいか（策定の手引き P14 のIV関係）。
- A) 策定の手引きのⅢの1の②、様式1による「県との事前調整」の前に、構成市町村との調整を終え、圏域としての合意形成が図られている必要があります。

なお、この場合、後日、事業者からの新設届に基づく広域調整において、圏域内の構成市町村間で見解等の相違が生じないように、文書等により適切な事務処理がなされている必要があります（圏域内の既定の調整ルールがある場合はこれに基づき適切に行ってください）。